

第8章 廃棄物処理施設の整備

循環型社会を形成していくためには、3Rの推進と併せて、廃棄物処理施設を計画的に整備していく必要がある。

本章においては、廃棄物処理施設の整備について整理する。

第1節 一般廃棄物の適正な処理を確保するための体制

1 一般廃棄物処理施設の整備の方向

市町村は、一般廃棄物の循環利用や適正処理の体制を確保するため、府及び関係市町村との連携を図りながら、自ら定める一般廃棄物処理計画に従って、必要な再生利用施設、中間処理施設及び最終処分場等の整備に努め、地域における最適な処理システムを構築していく。

なお、施設整備については、温室効果ガスの削減など総合的に環境負荷を軽減するような方法の選択に努める必要がある。

特に、焼却施設については、計画的な整備を推進し、発電や熱回収が可能な焼却施設の導入や高効率化を図り、中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について発電や熱回収が図られるよう取組を推進していく。

なお、平成27年度においては、府内で焼却された一般廃棄物量のうち約91.4%が熱回収可能な施設で処理されており、同約73.2%が発電施設の設置された焼却施設で処理されている。これは、廃棄物処理法の基本方針で定められた「平成32年度において、焼却された一般廃棄物量のうち発電設備の設置された焼却施設で処理されるものの割合を約69%に増加させること」を既に達成している状態である。

最終処分場については、市町村は、3Rの取組の促進により、最終処分量をできる限り抑制し、最終処分場の延命化に努める。

また、大阪湾圏域広域処理場整備事業について、府及び関係市町村は、一般廃棄物の適正処分を推進するため、今後とも、関係府県・市町村と連携の上、事業の推進を図る。

2 施設整備等に当たっての配慮

廃棄物処理施設の整備等に当たっては、廃棄物処理に対する住民の信頼性を確保し、施設の設置や運転管理に対する理解と協力を得ることが必要である。

そのため、市町村は、早い段階から設置計画等について情報公開するとともに、事前の環境調査を行い、周辺環境に配慮した安全で信頼できる施設の設置に努める。

また、設置した施設の適正な運転管理に努めることはもとより、施設見学会の実施や維持管理情報の積極的な公表等により、廃棄物処理に関する意識啓発や積極的な情報公開に努める。

3 処理体制確保のための支援

府は、市町村における一般廃棄物の処理が円滑に進むよう、市町村間の調整に努めるとともに、必要な助言を行う。

また、府は、廃棄物処理施設の整備等に当たって、安全で安心な処理技術が導入されるよう、廃棄物処理に係る新たな知見等の収集に努め、市町村に対する情報提供や技術的援助を行う。

さらに、府は、廃棄物処理に対する府民の理解を深めるため、市町村と連携した普及啓発活動や廃棄物処理に関する情報公表に努める。

4 非常災害に備えた施設整備

市町村は、平素より、廃棄物処理施設の余力の把握に努め、一定の余裕をもった焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保しておくことが重要である。

また、廃棄物処理施設が、地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保する。特に、焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できる。

また、必要に応じて、災害廃棄物を保管するためのストックヤードの整備を推進する。

府は、広域的な大規模災害に備えるために、市町村間や民間事業者との連携・調整を図っていくことが必要である。

第2節 産業廃棄物処理施設の整備

1 産業廃棄物処理施設の整備の方向

産業廃棄物処理施設の整備については、産業廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するため、民間事業者による施設の整備を基本として推進しつつ、民間事業者による中間処理施設や最終処分場の整備状況を見極めながら、必要な処理施設の整備を推進するため、公共関与する。

2 公共関与による処理施設の整備の推進

(1) 株式会社京都環境保全公社への支援

産業廃棄物の処理に不可欠な中間処理施設や最終処分場はその施設確保が容易でないことから、府及び京都市は、府内の主要企業とともに、(株)京都環境保全公社の施設整備等に対して、必要な支援を行う。

(2) 大阪湾圏域広域処理整備事業（大阪湾フェニックス事業）の推進

大阪湾圏域の最終処分される廃棄物を受け入れている大阪湾フェニックス事業については、府内の最終処分場の一つとして位置づけて、今後とも一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理のために事業の推進を図る。

3 施設整備に当たっての配慮

産業廃棄物処理施設の設置に当たり、周辺住民の理解を得ることが重要であることから、府は、平成26年10月施行の「京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例」を適正に運用し、産業廃棄物処理施設を設置しようとする者による、地域における円滑な合意形成及び生活環境の保全が図られるように努める。

産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、施設に係る基準を遵守することはもとより、周辺地域の生活環境に配慮した適正な施設を整備し、地域住民との円滑な合意形成を図る。

府民は、社会・経済活動の結果として発生する産業廃棄物の仕組みや、その再生利用などの処理について正しい知識を持ち、産業廃棄物への理解を深めるように努める。

4 非常災害に備えた施設整備

産業廃棄物処理施設は、災害廃棄物の処理に関して、これまで非常に重要な役割を果たしてきた。

このため、施設の設置者は、産業廃棄物処理施設が、地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することに努める。

【評価指標】

〈エネルギー回収に関する指標〉

- ・ ごみ発電能力 (kw)
- ・ エネルギー回収量 (MJ/t)
- ・ 焼却された一般廃棄物量のうち発電設備の設置された焼却施設で処理されるものの割合 (%)
- ・ 焼却された一般廃棄物量のうち熱回収設備の設置された焼却施設で処理されるものの割合 (%)

〈温暖化に関する指標〉

- ・ 府内の廃棄物から排出される温室効果ガスの排出量 (万 t-CO₂)